証券コード　3294
平成27年６月５日

株　主　各　位

東京都千代田区神田錦町一丁目２番地１
株式会社イーグランド
代表取締役社長　江　口　　久

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第26期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町　２階
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
３．目的事項
報告事項　第26期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（御身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意くださいますようお願い申しあげます。
◎計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.e-grand.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト（http://www.e-grand.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度（平成26年４月１日～平成27年３月31日）におけるわが国経済は、政府主導の経済政策や日銀の金融政策等を背景に企業収益や雇用情勢は改善され、景気は緩やかな回復を続けております。一方、消費税率の引き上げや円安進行に伴う物価の上昇による個人消費の落ち込みが景気の先行きを不透明にさせております。

当社が属する不動産業界、とりわけ中古住宅市場におきましては、取引が活発であった前事業年度の反動と消費税率引き上げによる消費マインドの低下等が重なったことで、成約件数は中古マンション・戸建ともに減少となりましたが、中長期的には安定して推移しております。また、中古住宅の成約価格は上昇傾向が継続しており、特に、首都圏の中古マンションにつきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構（東日本レインズ）によると、平成25年１月以降、27ヵ月連続で前年同月を上回って推移しております。

このような状況の中、当社の主たる事業である中古住宅再生事業におきましては、仕入の競合が激化し、仕入価格の上昇が見られる厳しい仕入環境ではありましたが、関西支店の設立による事業エリア拡大と任売仕入の強化による仕入機会の増加を図った結果、当事業年度における仕入件数は、前事業年度の749件から807件（前事業年度比7.7％増）となりました。

販売につきましては、消費税率引き上げに伴う消費マインドの低迷によって仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁することが難しい状況が続きました。当社では、郊外物件とりわけ中古戸建物件について、新築戸建との競合を受けて販売価格の見直しを実施したほか、主に地方物件において増加した長期保有物件について、在庫の入替を図るために販売活動を強化したことによって、当事業年度における売上総利益率は前事業年度の18.7％から15.0％に低下したものの、販売件数は前事業年度の648件から817件（同26.1％増）に増加いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は15,404百万円（前事業年度比23.0％増）、営業利益は895百万円（同25.2％減）、経常利益は687百万円（同27.8％減）、当期純利益は499百万円（同14.4％減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

＜中古住宅再生事業＞

中古住宅再生事業におきましては、販売件数が前事業年度の648件から817件に増加した結果、当事業年度における同事業の売上高は15,239百万円（前事業年度比23.0％増）となりました。

＜その他不動産事業＞

その他不動産事業におきましては、賃貸用不動産の新規取得により賃貸収入が増加した結果、当事業年度における同事業の売上高は164百万円（前事業年度比27.1％増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資のうち、主なものはその他不動産事業における賃貸用不動産の取得1,795百万円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 23 期 (平成24年３月期)	第 24 期 (平成25年３月期)	第 25 期 (平成26年３月期)	第 26 期 (当事業年度) (平成27年３月期)
売　上　高(百万円)	9,766	9,255	12,523	15,404
経 常 利 益(百万円)	160	317	952	687
当 期 純 利 益(百万円)	96	350	583	499
１株当たり当期純利益　(円)	19.72	71.90	111.38	79.32
総　資　産(百万円)	6,282	8,033	10,824	12,748
純　資　産(百万円)	2,056	2,407	3,917	4,375
１株当たり純資産　(円)	421.34	493.24	622.82	690.50

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、また１株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
２．平成25年９月11日付で普通株式１株につき1,000株、平成26年10月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っております。これにより、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、当該株式分割の影響を加味し、遡及修正数値を記載しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社といたしましては、景気動向及び不動産業界動向に柔軟に対応しながら、主たる事業である中古住宅再生事業において、「安心して暮らせる良質廉価な中古再生住宅を供給すること」に主眼を置いて、以下の事項を対処すべき課題として今後の事業拡大を図ってまいります。

① 事業エリアの拡大

当社は現在、首都圏エリア（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の１都３県）を中心に、首都圏エリア以外では札幌支店、宇都宮支店及び関西支店において、事業を展開しております。不動産価格はエリア毎の需給バランスによって変動する場合があるため、一部エリアに物件が偏ることはリスクとなる可能性があります。現在も事業エリア内において、物件を分散させてリスク回避を図っておりますが、今後は既存の事業エリア以外にも、継続的に事業を見込めるエリアを拡げていくことによって、リスクを回避しながら事業規模の拡大を図ってまいります。

② 仕入の多チャンネル化

当社は不動産競売市場からの仕入に強みをもっておりますが、不動産競売市場における競合他社の入札動向等によらず安定的な仕入を行うため、一般の中古住宅流通市場をはじめとする新たな物件仕入ルートの開拓を推し進めて、仕入の多チャンネル化を図ってまいります。

③ 在庫回転率の維持向上

物件販売サイクルの長期化は、財務体質の悪化とともに、不動産価格が下落基調となった場合の価格下落リスクを招くこととなります。販売サイクルを短縮化することによって、在庫を適正水準に維持して有利子負債の増加を抑制するとともに、価格下落リスクの低減を図ってまいります。

④ 品質管理の拡充

当社では、お客様が中古住宅を購入する際に抱く建物や品質への不安を解消し、安心して暮らせる住宅を提供することが何よりも重要であると考えております。当社では独自にアフターサービス保証を実施して、今後もお客様が安心して暮らすことのできる環境づくりを図ってまいります。

⑤　優良な賃貸用不動産への投資促進

当社の主たる事業である中古住宅再生事業はフロー型ビジネスであり、不動産市況の影響を受けやすいビジネスモデルであります。優良な賃貸用不動産への投資を促進して、将来の安定したストック収益（賃貸収入）基盤の構築を推し進めてまいります。

⑥　内部管理体制の強化

当社は、コンプライアンス体制の充実を重要課題と位置付け、内部牽制機能の強化、不正やミスの起こらない組織作りに取り組んでおります。内部監査を担当する社長室、監査役会及び監査法人との連携による監査体制の充実を図り、社外監査役を登用して監査体制の有効性を強化しております。

また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応につきましては、代表取締役社長を総括責任者として、内部統制の適切な整備、運用及び評価を行い、各部門の協力のもと、全社的なリスク管理体制の整備及び内部統制の有効性の向上を図ってまいります。

⑦　リスク管理体制

当社のリスク管理体制におきましては、多様化するリスクを適切に管理し、損害の発生及び拡大を未然に防ぐことが重要な課題と認識しております。そのため今後も社内諸規程、業務マニュアルの整備に加えて、社員教育を実施するとともに、定期的な内部監査を実施してまいります。

⑧　人材の確保と育成

企業が成長するうえでは、継続的に優秀な人材を確保し、これを育成することが重要であると認識しております。社内教育制度の拡充により社員の資質向上を図り、社員一人一人のレベルアップを図るとともに、マネージャーの育成を強化して事業拡大に伴う組織体制の整備を進めてまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成27年３月31日現在）

事業区分	事業内容
中古住宅再生事業	中古住宅（マンション・戸建）を取得し、再生して販売する事業
その他不動産事業	不動産賃貸事業及びその他不動産関連事業

⑹ **主要な営業所**（平成27年３月31日現在）

本社	東京都千代田区
札幌支店	北海道札幌市中央区
宇都宮支店	栃木県宇都宮市
関西支店	大阪市北区

⑺ **使用人の状況**（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
73名	10名増	32.2歳	3.3年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は含まれておりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,162百万円
株式会社三井住友銀行	1,408
東京シティ信用金庫	1,255
株式会社りそな銀行	542

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2．株式の状況（平成27年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　16,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　6,314,000株

⑶ **株主数**　8,381名（前期末比7,286名増）

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
江口久	1,992,000株	31.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	342,100	5.4
江口恵津子	220,000	3.5
江口香菜	200,000	3.2
江口直宏	200,000	3.2
千田美穂	200,000	3.2
株式会社ジューテック	160,000	2.5
佐々木洋	112,800	1.8
株式会社新生銀行	77,400	1.2
紺田久美	72,000	1.1

（注）自己株式は所有しておりません。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

① 平成26年10月１日付の株式分割（１株を４株に分割）に伴い、発行可能株式総数が12,000,000株増加し、発行済株式の総数が4,726,500株増加しております。

② 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が24,000株増加しております。なお、新株予約権の行使による発行済株式の増加数は、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		平成19年３月16日	平成19年９月25日
新株予約権の数		20個	2個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　80,000株 （新株予約権１個につき4,000株）	普通株式　8,000株 （新株予約権１個につき4,000株）
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 900,000円 （１株当たり　225円）	新株予約権１個当たり 900,000円 （１株当たり　225円）
権利行使期間		平成19年４月１日から 平成29年２月28日まで	平成19年９月30日から 平成29年２月28日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数　― 目的となる株式数　― 保有者数　―	新株予約権の数　2個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　80,000株 保有者数　3名	新株予約権の数　― 目的となる株式数　― 保有者数　―

（注）１．新株予約権者は、権利行使期間到来までの間、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし任期満了による退任、定年退職または会社都合によりその地位を失った場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではない。

２．新株予約権者が行使期間到来前に死亡したときは、新株予約権者の相続人は、行使期間到来後１年以内に限り本新株予約権を行使することができる。

３．その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

４．平成25年９月11日付で普通株式１株につき1,000株、平成26年10月１日付で普通株式１株につき４株とする株式分割が行われたことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されている。

		第５回新株予約権
発行決議日		平成26年７月10日
新株予約権の数		75個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　30,000株 （新株予約権１個につき400株）
新株予約権の払込金額		207,800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　400円 （１株当たり　１円）
権利行使期間		平成26年８月１日から 平成56年７月31日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数　75個 目的となる株式数　30,000株 保有者数　5名

（注）１．新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権の全部を一括してのみ行使できるものとする。

２．その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

３．平成26年10月１日付で普通株式１株につき４株とする株式分割が行われたことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されている。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

４．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	江口　久	
専務取締役	釜賀英禎	広域営業部長
取締役	林田光司	首都圏営業部長
取締役	丹波正行	営業開発部長
取締役	白惣考史	管理部長兼社長室長
常勤監査役	榎下勝寛	
監査役	鵜飼一頼	大原法律事務所パートナー
監査役	佐々木洋	公認会計士佐々木洋事務所所長

（注）１．監査役鵜飼一頼氏及び佐々木洋氏は、社外監査役であります。
２．監査役鵜飼一頼氏は、弁護士の資格を有しており、法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役佐々木洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、監査役鵜飼一頼氏及び佐々木洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (-)	110,733千円 (-)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	22,276 (8,329)
合　　計	8	133,009

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成19年３月15日開催の臨時株主総会において、年額240,000千円以内と決議されております。また別枠で、平成26年６月26日開催の第25期定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額20,000千円以内と決議されております。

２．監査役の報酬限度額は、平成19年３月15日開催の臨時株主総会において、年額24,000千円以内と決議されております。

３．上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・取締役５名に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額15,585千円。

・役員退職慰労引当金の繰入額1,192千円（取締役５名に対し1,080千円、監査役３名に対し112千円（うち社外監査役２名に対し25千円））。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役鵜飼一賴氏は、大原法律事務所のパートナーであります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

・監査役佐々木洋氏は、公認会計士佐々木洋事務所所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
監査役	鵜飼一賴	当事業年度開催の取締役会24回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士として専門的見地から発言を行っております。
監査役	佐々木　洋	当事業年度開催の取締役会24回及び監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士として専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外監査役ともに金300万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

⑷ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では社外取締役の選任を従来から検討していたものの、当事業年度末日において適任者を得るには至りませんでしたが、会社法の改正その他の社会情勢の変化に鑑み、鋭意人選に努めた結果、本総会にて社外取締役候補者を含む取締役の選任議案を上程しております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記は当事業年度中における方針を記載しております。

6．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会で「行動規範」及び「コンプライアンス規程」を定めて、取締役及び使用人が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための指針とする。

② 取締役会は、「取締役会規則」に定められた基準に従って、法令に基づく職務その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

③ 取締役及び使用人の職務執行の適切性を確保するため、社長室に内部監査担当を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査役会及び会計監査人と情報を交換し、効率的な内部監査を実施する。

④ 法令違反または法令上疑義のある行為等に対して、取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を構築し、「内部通報制度運用規程」に基づき運用する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る重要な書類等は、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できるものとする。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「危機管理規程」でリスクマネジメントに関する事項を定めるとともに、リスクマネジメントを推進するための課題や対応策を協議するため、必要に応じてリスクマネジメント委員会を設置する。

② 緊急時には、代表取締役社長を最高責任者とする危機管理体制をとるものとし、必要に応じて、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置して、対応方針を協議、決定し、損失の拡大防止ならびに危機の収束の措置を実施する。また、収束後は再発防止に向けた指針を定める。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定を行い、適切な職務執行が行える体制を確保する。

②　取締役、監査役及び部長、室長職以上で構成される経営会議を開催し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項を事前に審議する。

③　取締役会は、「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の諸規程を定めて、意思決定ルールを明確にし、権限委譲を行うとともに職務を分担する。

④　中期経営計画及び総合予算を策定して、各部門の責任範囲を明確にする。また、予算の実績管理を行って、経営数値の進捗管理と適正な修正を行う。

⑸　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

②　当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等には、監査役の同意を得たうえで行うものとし、業務執行者からの独立性を確保するものとする。

⑹　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　監査役は、法律に定める事項の他、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。

②　取締役及び使用人は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為または法令もしくは定款に違反する事実を遅滞なく報告するものとする。

③　監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して、報告を求めることができるものとする。

⑺　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

②　監査役は、会計監査人及び内部監査部門とも連携して監査の実効性を確保する。

（注）当社は、平成27年５月１日の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、平成27年４月27日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改訂を決議し、当社の業務の適正を確保する体制及び監査に関する体制について、当社の現状に即した見直し及び法令の改正に合わせた内容に変更しております。
なお、上記は当事業年度中における体制を記載しております。

（注）本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,762,670**	**流動負債**	**5,653,126**
現金及び預金	2,558,004	買掛金	265,954
販売用不動産	4,534,714	1年内償還予定の社債	47,800
仕掛販売用不動産	2,167,503	短期借入金	4,676,307
貯蔵品	822	1年内返済予定の長期借入金	361,473
前渡金	62,648	未払金	29,198
前払費用	88,831	未払費用	20,496
繰延税金資産	38,518	未払賞与	55,176
競売保証金	300,410	未払法人税等	132,435
その他	11,380	前受金	41,826
貸倒引当金	△165	預り金	11,724
固定資産	**2,986,230**	リース債務	4,012
有形固定資産	**2,765,965**	完成工事補償引当金	6,528
建物	976,413	その他	193
工具、器具及び備品	2,999	**固定負債**	**2,720,391**
土地	1,786,552	社債	395,800
無形固定資産	**98,665**	長期借入金	2,214,726
借地権	81,662	役員退職慰労引当金	69,762
ソフトウエア	17,003	リース債務	6,800
投資その他の資産	**121,599**	その他	33,302
出資金	83,060	**負債合計**	**8,373,518**
長期前払費用	4,474	（純資産の部）	
繰延税金資産	8,496	**株主資本**	**4,359,797**
その他	26,021	**資本金**	**827,095**
貸倒引当金	△453	**資本剰余金**	**802,095**
		資本準備金	802,095
		利益剰余金	**2,730,607**
		利益準備金	3,660
		その他利益剰余金	2,726,947
		繰越利益剰余金	2,726,947
		新株予約権	**15,585**
		純資産合計	**4,375,382**
資産合計	**12,748,900**	**負債純資産合計**	**12,748,900**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**15,404,736**
売上原価		**13,095,944**
売上総利益		**2,308,791**
販売費及び一般管理費		**1,412,872**
営業利益		**895,919**
営業外収益		
受取利息	390	
受取配当金	1,721	
契約収入	20,300	
その他	3,035	25,447
営業外費用		
支払利息	182,642	
支払手数料	50,923	
その他	328	233,895
経常利益		**687,472**
特別利益		
固定資産売却益	94,879	94,879
税引前当期純利益		**782,352**
法人税、住民税及び事業税	304,726	
法人税等調整額	△22,112	282,614
当期純利益		**499,737**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	824,395	799,395	799,395	3,660	58,491	2,231,617	2,293,769	3,917,559	－	3,917,559
当期変動額										
新株予約権の行使	2,700	2,700	2,700					5,400		5,400
剰余金の配当						△62,900	△62,900	△62,900		△62,900
固定資産圧縮積立金の取崩					△58,491	58,491	－	－		－
当期純利益						499,737	499,737	499,737		499,737
株主資本以外の項目の当期変動額									15,585	15,585
当期変動額合計	2,700	2,700	2,700	－	△58,491	495,329	436,837	442,237	15,585	457,822
当期末残高	827,095	802,095	802,095	3,660	－	2,726,947	2,730,607	4,359,797	15,585	4,375,382

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社　イーグランド
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　村　孝　郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　上　亮比呂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イーグランドの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

株式会社イーグランド　監査役会

常勤監査役　　榎下　勝寛　　㊞

監査役（社外監査役）　　鵜飼　一賴　　㊞

監査役（社外監査役）　　佐々木　洋　　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分については、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、普通配当を1株当たり10円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき　金10円
　　配当総額　金63,140,000円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成27年６月26日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 変更の理由

平成27年５月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、本議案において「改正会社法」といいます。）による「監査等委員会設置会社」の法制化に合わせて、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法により、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第２項の一部を変更するものであります。なお、変更案第31条第２項への変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

これらの定款変更の効力は、本定時総会終結の時をもって発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行通り）
（機　関）	（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（1）　取締役会	（1）　取締役会
（2）　監査役	（2）　監査等委員会
（3）　監査役会	（削除）
（4）　会計監査人	（3）　会計監査人
第５条～第18条　（条文省略）	第５条～第18条　（現行通り）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、８名以内とする。	第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任及び解任）	（取締役の選任及び解任）
第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　（条文省略）	２　（現行通り）
３　（条文省略）	３　（現行通り）
４　（条文省略）	４　（現行通り）
（新設）	５　当会社は、会社法第329条第３項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
（新設）	６　前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2　増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	3　増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
（新設）	4　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2　（条文省略） 3　（条文省略）	2　（現行通り） 3　（現行通り）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集者及び議長） 第23条　（条文省略）	（取締役会の招集者及び議長） 第23条　（現行通り）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議の方法） 第25条　（条文省略）	（取締役会の決議の方法） 第26条　（現行通り）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名する。
（取締役会規則） 第28条　（条文省略）	（取締役会規則） 第29条　（現行通り）
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第30条　（条文省略） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額又は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　（現行通り） 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である取締役を除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額又は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第５章　監査役及び監査役会 （監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	第５章　監査等委員会 （削除）
（監査役の選任及び解任） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
3　監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2　補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役） 第34条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（削除）
（監査役会の決議の方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項は事議録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（削除）
（監査役会規程） 第38条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額又は同法第425条に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	
（新設）	（常勤監査等委員） 第32条　監査等委員会はその決議により、常勤監査等委員１名を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会） 第33条　監査等委員会は、各監査等委員が招集する。 2　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 3　監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第41条、第42条　（条文省略）	第34条、第35条　（現行通り）
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第36条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計　算	第７章　計　算
第44条～第47条　（条文省略）	第37条～第40条　（現行通り）
（新設）	附　則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 平成27年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法423条第１項の行為に関する監査役の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第40条各項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役５名全員が任期満了となります。また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	江口（えぐち）　久（ひさし） （昭和32年９月25日）	昭和55年４月　鹿島建設株式会社入社 平成元年６月　当社設立 代表取締役社長就任（現任）	1,992,000株
2	釜賀（かまが）　英禎（ひでただ） （昭和28年７月12日）	昭和52年３月　株式会社昭栄配ぜん人紹介所入社 昭和61年１月　ライオン電気販売株式会社入社 昭和61年10月　東洋商事株式会社入社 昭和63年６月　株式会社中代総業入社 取締役就任 平成６年３月　当社入社 平成16年７月　専務取締役就任（現任） 平成19年１月　第一営業部長 平成21年10月　首都圏営業部長 平成24年10月　広域営業部長 平成27年４月　関西支店長（現任）	56,000株
3	林田（はやしだ）　光司（こうじ） （昭和41年５月22日）	平成２年４月　住友不動産株式会社入社 平成16年４月　当社入社 平成16年７月　取締役就任（現任） 平成19年１月　第二営業部長 平成21年10月　広域営業部長 平成24年10月　首都圏営業部長（現任）	68,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	丹波（にわ） 正行（まさゆき） （昭和41年11月４日）	平成 2 年 4 月　住友不動産株式会社入社 平成18年 8 月　当社入社 平成18年10月　取締役就任（現任） 平成19年 1 月　営業開発部長（現任）	56,000株
5	白惣（しらそう） 考史（たかし） （昭和44年２月20日）	平成 4 年 4 月　住友不動産株式会社入社 平成19年 4 月　当社入社 平成19年 6 月　取締役就任（現任） 管理部長（現任） 平成23年 3 月　内部監査室長 平成24年 4 月　社長室長（現任）	44,000株

（注）　各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	榎下（えのした）　勝寛（まさひろ） （昭和36年６月22日）	昭和59年４月　旭化成株式会社入社 平成17年６月　当社常務取締役就任 平成19年１月　管理部長 平成20年６月　常勤監査役就任（現任）	8,000株
2	鵜飼（うかい）　一頼（かずより） （昭和37年１月15日）	平成２年４月　大原法律事務所入所 平成18年１月　同事務所パートナー（現任） 平成19年３月　当社監査役就任（現任）	20,000株
3	佐々木（ささき）　洋（ひろし） （昭和36年５月18日）	昭和62年３月　公認会計士佐々木洋事務所所長就任（現任） 平成19年３月　当社監査役就任（現任）	112,800株

（注）１．鵜飼一頼氏及び佐々木洋氏は社外取締役候補者であります。

２．鵜飼一頼氏及び佐々木洋氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

３．鵜飼一頼氏につきましては、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、同氏は弁護士であり、法務全般に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任をお願いするものであります。

佐々木洋氏につきましては、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、同氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任をお願いするものであります。

４．当社は、榎下勝寛氏、鵜飼一頼氏及び佐々木洋氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である

取締役の責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額となります。

なお、当社は、当事業年度末において、現任社外監査役である鵜飼一頼氏及び佐々木洋氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外監査役の責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額となります。

５．各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額240,000千円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」の効力が生じますと、取締役は５名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬について、当社の業績及び株式価値との連動性を高めて、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することによって、中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることといたしたく、取締役の報酬等の額及び内容を以下の通りとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、平成26年６月26日開催の第25期定時株主総会においてご承認いただいた、取締役（社外取締役を除く）に対する年額20百万円以内の株式報酬型ストック・オプションの報酬額は本議案の効力発生をもって廃止いたします。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

(1) 報酬の額

第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」に係る報酬額とは別枠として、取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額20百万円の範囲内で割り当てることといたしたく存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」の効力が生じますと、取締役は５名となります。各取締役への新株予約権の発行時期及び配分等の決定については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(2) 株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

①　新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に発行する新株予約権の総数は、取締役会の決議において年額20百万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出される新株予約権１個当たりの公正価額をもって除して得られた数（整数未満の端数は切り捨てる）を上限といたします。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数（以下割当株式数という）

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株といたします。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものといたします。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出される公正価額といたします。なお、新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込に代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たり１円とし、これに割当株式数を乗じた金額といたします。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

新株予約権を行使できる期間は、割当日の翌日から30年以内といたします。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑦ 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権の全部を一括してのみ行使できるものといたします。また、その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会の決議により定めることといたします。

⑧ その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町　２階
TEL 03－3263－9621



交通　・九段下駅「７番出口」　　徒歩３分（東西線）
　　「５番出口」　　徒歩４分（半蔵門線・新宿線）
　　・神保町駅「Ａ２出口」　　徒歩５分（半蔵門線・新宿線・三田線）
　　・水道橋駅「西　　口」　　徒歩９分（ＪＲ線）
　　「Ａ２出口」　　徒歩11分（三田線）
　　・飯田橋駅「Ａ５出口」　　徒歩９分（東西線）
　　「東　　口」　　徒歩12分（ＪＲ線）

◎お願い　当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮願います。